

仕様書

1 件名

平成 30 年度大曽根住まいセンタートイレトペーパーの購入

2 対象品目及び予定数量

品目	型番	平成 30 年度予定数量 (単位：個)	備考
トイレトペーパー	シングル 60m	100	
〃	シングル 110m	8,000	
〃	ダブル 60m	100	

なお、予定数量は購入を確約した数量ではない。

当該予定数量に満たないこととなった場合でも、製品の取引及び買取りは一切行わない。

また、追加発注の場合は、落札単価での発注とする。

3 対象団地

別紙 1 「対象団地一覧表」のとおり

4 発注手続

発注者から受注者に、注文書をファックス又はメール送付することにより行う。

なお、発注者より注文書を受領した際は、受領書をファックス又はメール送付にて返送すること。

5 配送頻度

原則、月に 1 度とする。

配送時期及び上記によらない状況が生じた際には事前に発注者と受注者にて協議して定めることとする。

6 納期

発注した商品については、発注者の指定する期日及び時間帯に納品すること。

7 納品方法

(1) 納品は、発注者の指定する場所（上記 3 別紙 1 「対象団地一覧表」の納品場所）へ直接行うこと。

(2) 納品する商品には、発注者名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

- (3) 納品する商品については、発注者の指示により仕分けし、個別に梱包すること。
- (4) 配送に係る費用については、受注者が負担すること。
- (5) 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

8 請求書等

- (1) 請求書は、内訳と共に発注者に直接提出すること。

9 保証

- (1) 納入後 1 年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる破損等が発生した場合は、受注者は無償で交換を行うものとする。

10 その他

上記 2 以外の対象品目の購入が発生した場合には、発注者と受注者にて協議の上、別途金額等を定めることとする。

以 上

団地名	住所	納品場所 (予定)	納品時間帯
上飯田	名古屋市北区上飯田通2-40-1	清掃員詰所	その都度指定
守山	名古屋市守山区北11-59	清掃員詰所	その都度指定
又穂	名古屋市西区又穂町2-1	清掃員詰所	その都度指定
藤山台	春日井市藤山台1-4-1	清掃員詰所	その都度指定
上飯田第二	名古屋市北区上飯田北町4-75-3	清掃員詰所	その都度指定
藤ヶ丘	名古屋市名東区藤が丘143-2	清掃員詰所	その都度指定
岩成台	春日井市岩成台6-2-3	清掃員詰所	その都度指定
東山	名古屋市千種区東山通5-67-2	清掃員詰所	その都度指定
高森台	春日井市高森台10-2-3	清掃員詰所	その都度指定
中丸	名古屋市北区中丸町1-1	清掃員詰所	その都度指定
中央台	春日井市中央台3-1-2	清掃員詰所	その都度指定
尾上	名古屋市北区尾上町1-2	清掃員詰所	その都度指定
萱場	名古屋市千種区萱場2-5-25	清掃員詰所	その都度指定
岩成台西	春日井市岩成台8-4-1	清掃員詰所	その都度指定
高座台	春日井市高座台2-2-1	清掃員詰所	その都度指定
瀬古	名古屋市守山区瀬古2-306	清掃員詰所	その都度指定
大幸東	名古屋市東区砂田橋3-2	清掃員詰所	その都度指定
千代が丘	名古屋市千種区千代が丘1	清掃員詰所	その都度指定
都通	名古屋市千種区豊年町3-18	清掃員詰所	その都度指定
水草	名古屋市北区水草町2-60-2	清掃員詰所	その都度指定
アーバニア大幸南	名古屋市東区大幸南2-2	清掃員詰所	その都度指定
一社東	名古屋市名東区一社3-31	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ志賀	名古屋市北区天道町1-1	清掃員詰所	その都度指定
リバピア中央台	春日井市中央台8-2-1	中央台団地清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ白壁	名古屋市東区白壁1-28	清掃員詰所	その都度指定
日進香久山花の街	日進市香久山4-201-1	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘1-14-1	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ小幡	名古屋市守山区小幡太田3-1	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ虹ヶ丘西	名古屋市名東区にじが丘2-7	清掃員詰所	その都度指定
アーバニア志賀公園	名古屋市北区中丸町2-66	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ虹ヶ丘南	名古屋市名東区植園町2-1	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ鳩岡	名古屋市北区鳩岡町1-7-1	清掃員詰所	その都度指定
アーバンラフレ虹ヶ丘中	名古屋市名東区代万町3-11	清掃員詰所	その都度指定

団地名	住所	納品場所 (予定)	納品時間帯
アーバニア上飯田北町	名古屋市北区上飯田北町4-75-1	上飯田第二団地清掃員詰所	その都度指定
アーバニア主税町	名古屋市東区主税町4-72-1	団地内倉庫	その都度指定
アーバンラフレ虹ヶ丘東	名古屋市名東区神丘町2-21	清掃員詰所	その都度指定

※納品時間帯について、原則、団地内一般清掃等業務の作業時間である8時から16時までの間とし、都度指定する。

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、当社が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

- (1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、当社に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。
- (2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。
- (3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、当社においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に必要事項を記載し、当社あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。
- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。
- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要す

る一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当社が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(3) 見積金額の記載を訂正したとき

(4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき

(5) 再度の見積りにおいて、前回の最低見積金額と同額又はこれを越える金額をもって見積りを行ったとき

(6) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき

(7) 明らかに連合によると認められるとき

(8) 封筒に記載すべき登録番号の記載がないとき又は間違いがあるとき

(9) 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係

のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、当社から説明を求められた場合は、当社が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあつた後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求め場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

別記様式第2号

見 積 書

金 円也

ただし、平成30年度大曽根住まいセンタートイレトペーパーの購入
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
大曽根住まいセンター
センター長 瀧上 茂二 殿

見積内訳

品目	型番	平成30年度 予定数量	単価	計
トイレトペーパー	シングル60m	100		
トイレトペーパー	シングル110m	8,000		
トイレトペーパー	ダブル60m	100		
			計	

※見積金額と見積内訳の合計が合致するようにすること。

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
大曾根住まいセンター
センター長 瀧上 茂二 殿
(件名 平成30年度大曾根住まいセンター
トイレットペーパーの購入見積書)

裏

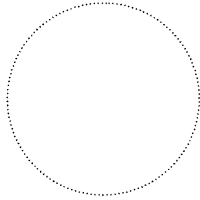
封
印
住所・連絡先
印
氏名
※登録番号
印

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること

使用印鑑届

登録番号				
会社名(カナ)				

使用
印



左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ大曾根住まいセンターへ提出

する

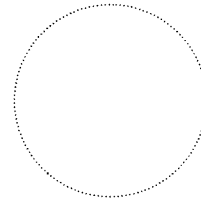
書類に使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

印鑑証明書(原本・発行日
から3か月以内有効)添付

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 大曾根住まいセンター長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

委 任 状

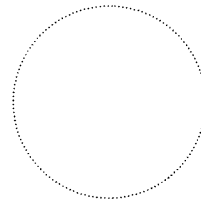
私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 平成 年 月 日から平成31年3月31日
平成 年 月 日

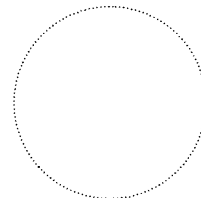
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 大曾根住まいセンター長 殿

委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。



使
用
印

契約書

単 価 契 約 書

- 1 物品の名称 平成30年度大曾根住まいセンタートイレットペーパーの購入
- 2 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者URコミュニティ大曾根住まいセンターと受注者は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	印
受注者	住 所	
	氏 名	印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下

「納期」という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日当たり) 5パーセントの割合で計算した金額とする。
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、

当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年(365日当たり)2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。
- 二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。
- 三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対し

て当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の都合による解除)

第14条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(相殺)

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 (単価表)

(税込)

品目	型番	単価	備考
トイレットペーパー	シングル 60m	円	
〃	シングル 110m	円	
〃	ダブル 60m	円	